

世田谷区立障害者福祉施設の
指定管理者制度に係るあり方
報告書(素案)
【概要版】

令和7年11月
世田谷区

1 指定管理者制度の導入状況

- 区立障害者福祉施設(19施設24事業所)においては、平成17年4月以降から順次、指定管理者制度を導入し、質の高いサービスを確保しつつ適正で効率的な施設運営を着実にやってきた。

<区立障害者福祉施設の指定管理者制度導入施設一覧（令和7年4月時点）>

No.	施設名	実施事業	導入年月	現指定期間	指定管理者
1	駒沢生活実習所	生活介護	H17.4	R7.4 ～R12.3	社会福祉法人武蔵野会
2	桜上水福祉園	生活介護			社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
3	奥沢福祉園	生活介護			社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
4	九品仏生活実習所	生活介護			社会福祉法人武蔵野会
	九品仏生活実習所中町分場	生活介護			
5	千歳台福祉園	生活介護			社会福祉法人せたがや榎の木会
6	給田福祉園	生活介護			社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
7	障害者就労支援センターすきっぷ	就労移行支援 就労定着支援			社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
8	下馬福祉工房	就労継続支援B型			社会福祉法人せたがや榎の木会
9	玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援			社会福祉法人大三島育徳会
	玉川福祉作業所等々力分場	就労継続支援B型 就労定着支援			
10	砧工房	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援	H18.4	R3.4 ～R8.3	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
	砧工房分場キタミ・クリーンファーム	就労移行支援 就労定着支援			
11	ほほえみ経堂	生活介護			労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
12	すまいる梅丘	生活介護			労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
13	三宿つくしんぼホーム	生活介護			社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会
14	岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型			社会福祉法人泉会
	岡本福祉作業ホーム玉堤分場	就労移行支援 就労継続支援B型			
15	梅丘ウッドベッカーの森	生活介護 就労継続支援B型			特定非営利活動法人ウッドベッカー の森
16	身体障害者自立体験ホーム なかまっち	自立体験 短期入所			特定非営利活動法人つどい
17	松原けやき寮	生活寮 短期入所			社会福祉法人せたがや榎の木会
18	世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型	H19.4	R4.4 ～R9.3	社会福祉法人武蔵野会
	世田谷福祉作業所分場	就労継続支援B型	R6.4	R6.4 ～R9.3	
19	烏山福祉作業所	生活介護 就労継続支援B型	H20.4	R5.4 ～R10.3	社会福祉法人武蔵野会

2 区立障害者福祉施設の役割と運営形態

(1) 区立障害者福祉施設の役割

- 区立障害者福祉施設は、障害者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進するため設置しており、地域の中で障害者の生活を支える拠点となっていく必要がある。
- 障害者の高齢化・重度化や、親や家族からの継続的な支援が途絶えた後、いわゆる親なき後を見据えて、セーフティーネットとしての通所施設や短期入所施設へのニーズは高まっており、引き続き民立の障害者福祉施設では受け入れが難しい重度障害者や困難ケースの受け入れや、地域における需給バランスの調整など、障害者の地域生活を支えるセーフティーネットとしての役割を果たすことが求められる。
- また、指定管理者制度によるサービスの質の維持向上の仕組みが確立されており、モニタリングや年度評価を通して、適切なサービス提供や改善に向けた取組みが行われてきた。これまでに蓄積された知識や経験を活用して、区内における障害福祉サービスの質の向上を図る指針的な役割を担っていく必要がある。
- そのため、区立障害者福祉施設は次の2点の役割を担うとともに、それぞれの機能の強化を図っていく。

① 障害者の地域生活を支えるセーフティーネットとしての役割

② 障害福祉サービスの質の向上を図る指針的な役割

(2) 障害者福祉施設の運営形態

- 区立障害者福祉施設の望ましい運営形態について、次の理由により、**引き続き指定管理者制度を適用する**。
 - ① 障害者福祉の領域では、豊富な実績を有し、質の高いサービスを提供している民間事業者が複数存在している。指定管理者制度の適用により、そうした民間事業者の創意工夫や柔軟な発想を活かし、利用者ニーズに応じた迅速な対応やサービス向上が期待できること。
 - ② 区の責任のもと、日常のモニタリングや指定管理者による自己評価、施設所管による年度評価、指定管理期間を通じた選定委員会による評価のほか、指定管理者候補者の議会の議決など、サービスの質の維持向上の仕組みが確立されていること。
- なお、指定管理者制度の適用にあたり、区は、指定管理者に施設運営を丸投げすることなく、事故等の未然防止はもとより、サービスの質の維持向上のために、モニタリングをはじめとした管理運営の責任を果たすことを基本とする。

3 区立障害者福祉施設における指定管理者制度のあり方

(1) 基本的な考え方

- 報告書で示す考え方は、令和9年4月以降を指定開始期間とする区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定より適用し、今後の指定管理者制度のより効果的・効率的な活用につなげていく。
- なお、今後の社会情勢や障害者福祉施設を取り巻く状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととする。

(2) 選定方法

- 障害福祉サービスについて、利用者の障害特性によっては、慣れ親しんだ環境が変化することで不安や混乱が生まれることがあるため、他の福祉サービスと比較してより長期にわたる支援の継続性が必要であり、利用者の処遇の安定性や施設との信頼関係を重視すべきである。
- また、本来であれば指定管理者制度のメリットである、民間事業者による競争原理のもと効果的・効率的な施設運営を期待すべきところ、福祉人材の確保は年々厳しさを増しており、現状では新たな民間事業者の参入は期待できず、競争原理が働きにくい状況にある。
- そのため、区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定にあたっては、公募ではなく、**適格性の審査**を基本とする。
- なお、選定方法の審議にあたっては、指定期間満了の前年度に開催する第1回選定委員会において、モニタリング評価のほか、第三者評価結果や利用者・家族アンケート結果を踏まえ、改めて適格性の審査の可否を審議する。
- また、指定期間中に毎年度実施する年度評価において2回以上「管理運営に課題があり改善が必要である(C評価)」と評価された場合*など、公募による選定とする基準を設けることで、指定管理者の取組み意欲を促すとともに競争性を確保する。

※ 指定期間中に2回以上「C評価」となった場合でも、指定期間中はモニタリングや年度評価に基づく管理運営の改善に向けた指導や施設支援の取組みを行い、運営を継続する。

3 区立障害者福祉施設における指定管理者制度のあり方

(3) 指定期間

<指定期間について>

- 指定期間については、指定管理者が施設の管理運営を行い、質の高いサービスを確保しつつ適正で効率的な施設運営を行うため、マネジメントサイクルの確立に要する一定の期間が必要である。
- 障害福祉サービスは、利用者の処遇の安定性や施設との信頼関係を重視すべきであるほか、これまでに蓄積された知識や経験を活かした専門性の高い人材を継続的に確保する必要があり、指定期間を長期化することで、中長期的視点に立った施設運営を展開することができ、優秀な人材の確保や継続的な人材育成を図り、サービスの向上につなげることができる。
- 他区においても同様の理由から、障害者福祉施設に関して指定期間の柔軟な設定を可能としており、指定期間を10年間とする区もみられる。
- 一方で、指定管理者候補者の選定にあたっては、公募ではなく、適格性の審査による選定を基本とすることを踏まえ、引き続き適切な審査・評価体制を確立する必要がある。
- このことから、令和9年4月以降を指定開始期間とする区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定より、区立障害者福祉施設の指定期間は、**7年間**を基本に設定する。

<中間評価(施設調査)について>

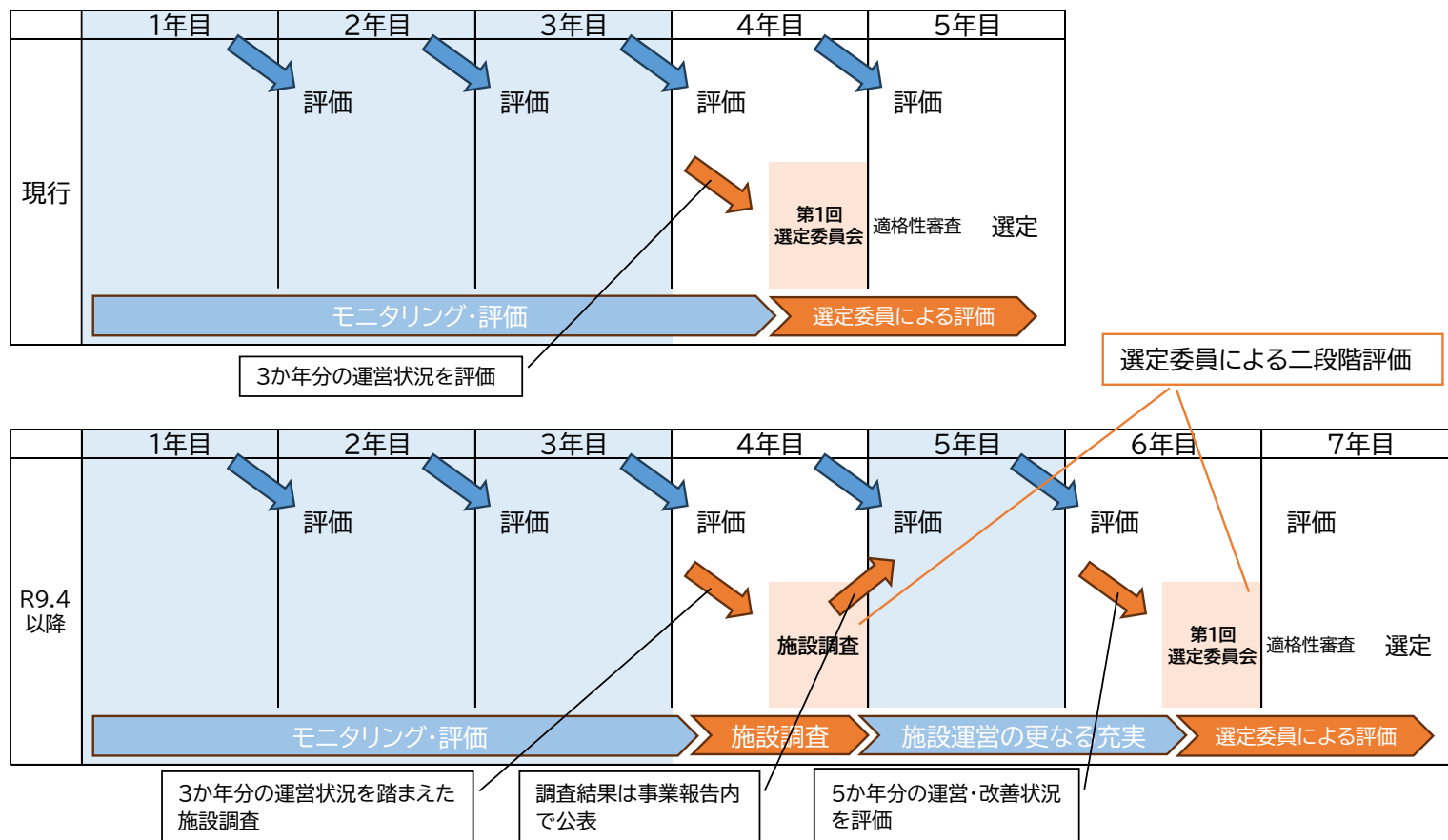
- その上で、指定期間中のモニタリング機能を強化するとともに、指定管理者の育成及び支援力向上を目的として、施設運営の更なる充実を図るため、選定委員等による**中間評価(施設調査)**を実施する。
- 中間評価(施設調査)は、指定期間の中間年(4年目)に実施し、年度内に期間を分けて調査を行うことで、指定管理者候補者の選定時期が特定の年度かつ短期間に集中している状況にある中でも、選定委員等による十分な評価・調査期間を確保する。また、調査内容は、中間評価としてとりまとめ、翌年度の指定管理施設事業報告で公表する。

3 区立障害者福祉施設における指定管理者制度のあり方

(3) 指定期間

<指定期間7年間の考え方>

- 現行(指定期間5年間)では、指定期間4年目に、選定委員による評価として、過去3か年分のモニタリング評価のほか、第三者評価結果や利用者・家族アンケート結果等を踏まえた評価を行い、最終的に指定管理期間を通じた評価を踏まえ選定している。
- 現行の評価時期とあわせ指定期間4年目に、選定委員等による中間評価(施設調査)を実施する。5年目に評価結果を踏まえた施設運営の更なる充実に取り組み、6年目に運営・改善状況を選定委員により再度評価することで、施設運営の更なる充実を図るため、指定期間として7年間を要する。



3 区立障害者福祉施設における指定管理者制度のあり方

(4) 指定管理者制度の運用充実

- 区立障害者福祉施設は、障害者の地域生活を支える拠点となり、その役割である「障害者の地域生活を支えるセーフティーネットとしての役割」及び「障害福祉サービスの質の向上を図る指針的な役割」を果たしていく必要があることから、障害福祉サービスや選定委員会による審査・評価体制の充実に向けて取り組んでいく。

